

交通安全都市宣言

首都圏の交通の要所として主要幹線道路が縦断する板橋区は 交通量の増加などにより 交通事故が多発しております

道路交通環境の整備 交通安全意識の高揚 正しい交通ルールとマナーの実践は交通事故防止には欠くことのできないものです

わたしたち板橋区民は 悲惨な交通事故のない 安全で住みよいまちの実現を目指して ここに交通安全都市を宣言します

平成5年7月1日 板 橋 区

東京都板橋区自転車安全利用条例

(平成15年3月6日東京都板橋区条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関する意識の向上を図り、自転車に関係する事故を未然に防止するために、区、警察署、関係団体、事業者及び自転車利用者が相互に連携した活動を行うことにより、地域社会における自転車の交通安全の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に定めるものをいう。
- (2) 関係団体 交通安全に関する活動を行う交通安全協会、町会、自治会その他の団体をいう。
- (3) 事業者 財団法人日本交通管理技術協会が認定する自転車安全整備士の資格を有する者を置く区内の自転車販売を業とするものをいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 自転車の安全な利用に関する意識の啓発
- (2) 自転車の安全な利用に関する活動の支援
- (3) 自転車の安全な利用に関する事業の推進
- (4) 自転車の点検整備の促進及び自転車事故保険への加入勧奨

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令に従い自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、区、警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、安全な利用が確保できるよう点検整備に努めなければならない。

(関係団体の責務)

第5条 関係団体は、自転車利用者に対し、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

- 2 関係団体は、区及び警察署が実施する自転車の安全な利用に関する施策に

協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を通じ、自転車利用者に対し自転車の安全な利用、点検整備等について、適切な助言をするよう努めなければならない。

2 前条第2項の規定は、事業者について準用する。

(自転車安全利用推進委員会)

第7条 自転車の安全な利用に関する事項を協議するため、区に、自転車安全利用推進委員会を置く。

(指導又は警告)

第8条 区長は、自転車が歩行者に危害を及ぼすおそれがある場合その他自転車に関係する事故を未然に防止するため必要があると認めるときは、自転車利用者に対し、指導又は警告をすることができる。

(自転車安全利用指導員)

第9条 区長は、前条に規定する指導又は警告を行うため、自転車安全利用指導員を置くことができる。

(顕彰)

第10条 区長は、自転車の安全な利用に関し、他の模範となったものを顕彰することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

板橋区交通安全協議会設置要綱

(平成2年8月17日区長決定)

(名称及び目的)

第1条 板橋区内の交通関係行政機関及び団体が相互の協力体制を確立し、もって強力かつ効果的な全区民運動を推進し、交通事故のない安全な住みよい板橋区を築くため、板橋区交通安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、交通安全に関する広報、活動、知識の啓発・普及、施設整備、調査研究及びその他必要と認める事項について連絡協議する。

(組織)

第3条 協議会は、会長及び別表第1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 協議会に幹事会を置き、別表第2に掲げる幹事をもって充てる。
- 4 幹事会は、協議会の会議事務を整理する。
- 5 幹事会は、会長の指名する幹事が招集し、会議を主宰する。

(会長)

第4条 会長は、区長とする。

- 2 会長は、会議を主宰し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、副区長である委員がその職務を代理し、会長、副区長である委員ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要のつど開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、板橋区土木部交通安全課に置く。

付 則

- 1 この要綱は、平成2年8月17日から施行する。
- 2 板橋区交通安全協議会規約は、廃止する。

中 略

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年7月1日から施行する。

別表第1

会長	板橋区長	委員	板橋警察署長
委員	板橋区副区長	委員	志村警察署長
委員	板橋区議会議長	委員	高島平警察署長
委員	板橋区議会副議長	委員	板橋交通安全協会代表
委員	教育委員会教育長	委員	志村交通安全協会代表
委員	資源環境部長	委員	高島平交通安全協会代表
委員	土木部長	委員	板橋消防署長
委員	国土交通省東京国道事務所万世橋出張所長	委員	志村消防署長
委員	東京都第四建設事務所長	委員	板橋産業連合会代表
委員	東京都交通局巣鴨駅務管理所長	委員	板橋区商店街連合会代表
委員	東日本旅客鉄道(株)板橋駅代表	委員	板橋区町会連合会代表
委員	東京地下鉄(株)代表	委員	区立小学校長会長
委員	東武鉄道(株)代表	委員	区立中学校長会長
委員	国際興業(株)志村営業所代表	委員	区立小学校PTA連合会代表
委員	国際興業(株)練馬営業所代表	委員	区立中学校PTA連合会代表
委員	板橋個人タクシー協同組合代表	委員	都立高等学校代表
委員	東京都個人タクシー協同組合板橋第一支部代表	委員	私立保育園長会代表
委員	東京自動車整備振興会板橋代表	委員	私立幼稚園協会代表
委員	東京トラック協会板橋代表	委員	私立学校代表
委員	東京都自転車商協同組合板橋代表	委員	板橋区老人クラブ連合会代表
委員	板橋区医師会代表	委員	区内新聞社代表
委員	板橋区歯科医師会代表		

別表第2

幹事	板橋警察署交通課長	幹事	資源環境部環境課長
幹事	志村警察署交通課長	幹事	資源環境部清掃リサイクル課長
幹事	高島平警察署交通課長	幹事	資源環境部板橋東清掃事務所長
幹事	政策経営部広聴広報課長	幹事	土木部管理課長
幹事	区民文化部地域振興課長	幹事	土木部交通安全課長
幹事	健康生きがい部長寿社会推進課長	幹事	土木部計画課長
幹事	福祉部障がい者福祉課長	幹事	土木部工事課長
幹事	子ども家庭部保育サービス課長	幹事	教育委員会指導室長